

第 13 回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 28 年 4 月 22 日（金）
午前 10 時から午前 10 時 47 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 （委 員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、小松崎委員、
近藤委員、段木委員、中村委員、福永委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長 ほか 11 人
- 4 傍聴者 （議 員）松井議員
（一般傍聴者） 1 人
（報道関係） 1 人

5 協議事項及び協議結果

（1）常任委員会の機能強化について

委員長から協議項目の正副委員長案（①常任委員会の開催方法の見直し・会議日程の早期決定、②委員会中継、③所管事務調査の充実、④議員（委員）間討議導入の検討）を示し、説明を行った後、意見交換を行った。主な意見として、

- ・ 協議項目は概ね了承。しかしながら、本市では制度の不備で問題が発生しているわけではない。現在も条例発議の審査では、提出者に質問したり、また逆質問されたり、委員長権限による委員間討議を行っている。改革する必要のないものまで改革すると、自由度がなくなり、逆に議論を停滞させることになる。
- ・ 協議項目は基本的に了承。委員会中継は、新庁舎建設も視野に入れた協議となると、我々の任期中に新庁舎が整備されないことから、協議が進まないのではないかな。
- ・ 常任委員会の分散開催は、秋に行う予算・決算審査特別委員会の 5 分科会審査の検証を終えてから検討してはどうか。会議日程は、できるだけ早く決定できるようにあればありがたい。所管事務調査の充実には、委員長のリーダーシップの強化が必要である。委員間討議は、事例を示して頂き、共通認識をもった上で協議していきたい。
- ・ 正副委員長案の 4 項目は了承。常任委員会、市民の傍聴、委員外議員の発言の保障の観点から、分散開催がいいのか、会派内で協議したい。委員会中継は、短期的・長期的に分けて検討すべきである。現在の請願・陳情の意見陳述は、趣旨説明で終わっており、活発な議論にするためにも、その場で議員が陳述人に質問できるようにすべきである。議案審査や請願・陳情審査における委員間討議は必要である。
- ・ 協議項目は、よくまとまっている。委員会中継の実施時期を協議項目とすべきである。

があり、協議項目は概ね了承された。次回は、委員長から協議スケジュールを示し、具体的な協議に入ることとなった。

(2) 次回の開催日程について

第14回協議会は、平成28年6月3日（金）午前10時に開催することとなった。